

令和3年度国営事業評価技術検討会公開要領（案）

国営事業評価技術検討会

- 1 原則として公開する。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要と認められる場合は、配付資料及び議事概要等の公表をもって代えるものとする。
なお、公開する場合の取り扱いは次の2・3による。
- 2 会場で会議を行う場合にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者用と報道機関関係者用に分けて、傍聴席を設置する。
 - (2) 一般の傍聴希望者は別紙1に、報道機関関係者は別紙2に、氏名等を記入するものとする。
 - (3) 傍聴者の次に掲げる行為は禁止する。各号に定める行為をした者に対しては、委員長は、退場等の措置を取ることができる。
 - ① 拍手その他の方法により、委員の発言等に対して公然と賛否を表明する行為
 - ② カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影・録音行為
 - ③ 食事・喫煙行為
 - ④ その他会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となる行為
 - (4) 報道機関関係者は、前項の規定にかかわらず、カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等を用いた撮影、録音ができる。ただし、撮影、録音が取材のために必要と認められる限度を超え、会議の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となると認められる場合には、委員長はこれを禁止又は制限することができる。
 - (5) 委員長は、会場の都合により傍聴者数を制限することができる。傍聴を希望する者がその制限数を超えるときは、先着順とする。
ただし、委員長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
 - (6) 会議の適切な運営を確保するため、傍聴に当たっての留意事項（別紙3）を会場に掲示し、傍聴者の注意を喚起する。
- 3 WEB会議として実施する場合にあつては、次のとおりとする。
 - (1) 傍聴は、事務局から事前にお知らせした方法で行うものとする。
 - (2) 傍聴者は、次を遵守するものとする。これらに従わない者に対しては、委員長は、接続の切断等の措置を取ることができる。
 - ① 傍聴者のマイク、カメラはオフに設定すること。また、チャット機能による書き込みを行わないこと。
 - ② WEB会議のURLを転送したり、SNSで公開したりしないこと。
 - ③ 会議の録画、録音を行わないこと。
 - (3) 報道機関関係者は、2（4）の規定に準じ、撮影、録音ができるものとする。

- (4) 委員長は、WEB 会議の回線の都合により傍聴者数を制限することができる。
傍聴を希望する者がその制限数を超えるときは、先着順とする。
ただし、委員長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- (5) 会議の適切な運営を確保するため、傍聴に当たっての留意事項（別紙4）を
開発局ホームページに掲示し、傍聴者の注意を喚起する。
- 4 答申に必要な現地調査については、各委員が地区の最終的な評価に対して意見を述べるための途中段階で行う調査であり、意見交換については非公開とする。
ただし、要請があれば現地調査を行う日時、調査地区等を公表する。
- 5 現地での意見交換の議事については、議事概要を公表する。
- 6 国営事業評価検討会・委員に対する問い合わせ等については、北海道開発局農業水産部が対応する。

受付番号 _____

傍聴希望者受付カード

し め い
氏 名

じ ゅ う し ょ
住 所

し ょ ぞ く か い し ゃ め い と う
所 属(会社名等)

国営事業評価技術検討会事務局

報 道 機 関 出 席 者 名 簿

社 名	氏 名

傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います。
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守^{じゅんしゆ}してください。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明することは御遠慮願います。
 - 2) 傍聴に当たって、報道機関関係者以外の方はカメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為は御遠慮願います。
 - 3) 食事及び喫煙は御遠慮願います。
 - 4) 会議開催中は、マスクの着用をお願いいたします。
また、発熱等の風邪症状がみられる方および体調のすぐれない方は、御来場を御遠慮願います。
 - 5) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為は御遠慮願います。

傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 WEB 会議システム（Webex）による傍聴となります。
傍聴の方法については、傍聴登録された方にメールで 5 月 11 日（火）12 時までに御案内を予定しているため、メールアドレスは必ず記載してください。
（電話による申込みは御遠慮ください）
お申込みの際は、複数名の場合でも、お一人ずつの記載事項をお書きください。
- 2 傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。
 - 1) 傍聴は、事前にお知らせした方法で行うこと。
 - 2) 傍聴者のカメラ、マイクはオフにすること。また、チャット機能による書き込みを行わないこと。
 - 3) Web 会議の URL を転送したり、SNS で公開したりしないこと。
 - 4) 報道関係者を除き、会議の録画、録音を行わないこと。
 - 5) その他、事務局職員の指示に従うこと。